

平成24年(ワ)第52号 損害賠償請求事件

原告 木村富士子

被告 国

答 弁 書

平成24年4月19日

釧路地方裁判所民事部口係 御中

被告指定代理人

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1番1

札幌法務局訟務部

部 付 青 野 初 恵



上 席 訟 務 官 木 内 哲 夫



訟 務 官 和 島 秀 敏



〒085-8522 釧路市幸町10丁目3番地

釧路地方法務局訟務部門 (送達場所)

(電 話 0154-31-5000)

(FAX 0154-32-0994)

上 席 訟 務 官 保 田 正 明



訟 務 官 松 下 洋



法 務 事 務 官 内 山 宏 之



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- 3 仮執行の宣言は相当ではないが、仮にこれを付する場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とすることを求める。

第2 請求の原因に対する認否

1 「第一 概略説明」について

- (1) 1について
認否の限りでない。
- (2) 2について
認める。
- (3) 3について

民事訴訟法54条1項に、原告が引用する部分の文言があるという限度で認め、その余は否認ないし争う。

理由は後記第3のとおりである。

- (4) 4について
争う。

2 「第二 結語」について

否認ないし争う。

理由は後記第3のとおりである。

第3 被告の主張

1 はじめに

本件は、原告が、被告に対し、原告が以前に北海道に対して提起していた別

件訴訟（釧路地方裁判所平成23年（ワ）第112号損害賠償請求事件。以下「別訴」という。）において、警察官が訴訟代理人として訴訟進行することを許した裁判体の訴訟指揮は、弁護士代理の原則を定める民事訴訟法54条1項違反を是認するものであって違法であるなどと主張して、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償を請求している事案である。

しかしながら、以下に述べるとおり、原告の主張には理由がない。

2 知事が警察官を訴訟代理人に選任して訴訟行為の代理をさせることが適法であること

民事訴訟法上、地方裁判所以上の裁判所において訴訟代理人となることができるのは、法令による訴訟代理人のほかは、弁護士に限られる（民事訴訟法54条1項。弁護士代理の原則）。したがって、地方公共団体の長が、その所属の職員を訴訟代理人に選任して訴訟を進行させるためには、その法令上の根拠を必要とするというべきである。

ところで、地方自治法上、普通地方公共団体を代表する者は、当該地方公共団体の長（都道府県知事又は市町村長）であり（地方自治法147条）、地方公共団体を当事者とする訴訟については、個別法により当該地方公共団体を代表すべき者について特別の定めが置かれている場合を除き、当該地方公共団体の長が代表することになる（民事訴訟法28条、37条）。そして、地方自治法153条1項は、地方公共団体の長の権限に関し、「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。」と規定しているところ、地方公共団体の長は、法令上の制限又は当該事務の性質に反しない限り、その権限に属する事務の一部であれば、いかなる事務でも代理させることができると解されている（松本英昭・新版逐条地方自治法〔第5次改訂版〕496ページ）。

したがって、地方公共団体の長は、地方公共団体を当事者とする訴訟については、地方自治法153条1項の規定により、その所属の職員を訴訟代理人に

選任することができる。

この点については、下級審裁判所の裁判例も同様に判断し（大阪高裁昭和24年11月30日判決・行政裁判月報24号121ページ、大阪地裁昭和33年5月29日判決・行裁例集9巻5号1073ページ）、最高裁判所の裁判例においても前提とされているところであって（最高裁昭和29年6月15日第三小法廷判決・民集8巻6号1105ページ、最高裁昭和31年10月12日第二小法廷判決・裁判集民事23号543ページ）、異論のないところであり、確立された裁判実務の運用である。

以上より、別訴において、北海道知事は、地方自治法153条1項により警察官を訴訟代理人に選任して訴訟を進行させていたものであり、法令上の根拠に基づくものであったから、民事訴訟法54条1項にかなっている。

したがって、別訴の裁判体が、訴訟代理人に選任された警察官の訴訟進行を是認した訴訟指揮に何ら違法・不当はない。

第4 結論

よって、原告の請求には理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

附 属 書 類

指定書

2通